

焼津市農業委員会 7 月総会議事録

1 日時

令和 6 年 7 月 1 7 日（水）午後 4 時 ～ 午後 4 時 50 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	有谷 歳幸	○	8	西尾 雅志	○	1 5	村松 達雄	○
2	石田 芳雄	○	9	増田 龍治	○	1 6	横山 文哉	○
3	山下 早苗	○	1 0	杢村 輝夫	○	1 7	河合 英夫	○
4	桜井 亮平	×	1 1	村松 正二	○	1 8	深津 三郎	○
5	鶴橋 俊次	○	1 2	村松 章	○	1 9	杉本 芳郎	○
6	内田 宏	○	1 3	梅原 利浩	○			
7	藁科 光生	○	1 4	吉田 とり	○			

4 事務局出席者

主幹 杉村達哉 主査 高橋雅代 主任主事 杉原千洋

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農業用施設証明願について

第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可について

第 6 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、18 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	ただ今から令和 6 年 7 月総会を開会します。 初めに、本日の議事録署名人を指名します。 6 番、内田宏委員、15 番、村松達雄委員両名にお願いします。 それでは、報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 6 号までを、一括して議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 6 号までを朗読】
議長	質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 6 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 6 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」の番号 13 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 13 を朗読後、説明】 申請地の場所は、市立港中学校より南西へ約 50 m に位置している市街化調整区域内の農地です。 譲受人においては、現在所有地はありませんが、1,000 m²ほどの農地を借り、また、農地所有適格法人の要件を満たしております。いちご、マンゴー、葉ねぎ等の栽培を行っておりますが、経営拡大のため今般の申請に及んだものであります。 農機具の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
地区委員 12 番	和田地区担当委員である私から説明させていただきます。 7 月 5 日に現地調査を行いました。申請地については、清算人が管理をしている状況であります。定款のとおり農業を行う法人であり、温室で、バナナ、いちご、マンゴーを作っています。農業を 7、8 年ほどやっている法人であり、許可相当と考えます。 以上、現地調査の報告になります。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】

	質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 1 3 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 1 3 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号の番号 1 4 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 1 4 を朗読後、説明】 申請地の場所は静浜幼稚園から北西へ約 7 0 0 m に位置している市街化調整区域内農地であります。 譲受人は、これまで一人で所有する畑を耕作してきましたが、同居する息子がもうじき定年退職するのを機に、息子と一緒に稲作に取り組もうと、今般の申請に及んだものであります。 耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 1 6 番	事務局の説明のとおりであります。 7 月 4 日に委員で現地調査を行い、その時に譲受人から直接話を聞くことができました。申請地は、自宅の前にあり、今後息子とともに水稻を作りたいとの話でした。今現在は枝豆が耕作されていますが、来年の春から稲の耕作を予定しているとのことでした。 農機具保有状況も問題なく、今後耕作もしていくと思いますので、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 1 4 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 1 4 を許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の番号 1 2 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 1 2 を朗読後、説明】 申請地の場所は、市立東益津小学校の西に約 6 0 0 m に位置している第 3 種農地です。 本件は、坂本の農地 2 2 0 m²について、分家住宅として利用するために転用したいという申請であります。 使用借人夫婦は、市内のアパートに居住しておりますが、家族が増えたときに現在のアパートでは手狭になり、また、休日には実家の農業を手伝うため、

	実家近くの申請地での住宅建築を希望したものです。 申請地の東側は宅地、西側・南側は田、北側は道路であります。 審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。転用面積は適正であり、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 23番	事務局からの説明のとおりです。 申請地は、水田、畑、事業所、病院等がある混在地域であります。隣接地の状況をふまえても、特に付近に与える影響もないと考えますので、地区審では許可相当と考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号12を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第2号、番号12を許可することに決定しました。 次に、議案第2号、番号13を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第2号、番号13を朗読後、説明】 申請地の場所は、市立東益津小学校より西へ800mに位置する2種に該当する農地です。 本件は、自動車販売業を営む譲受人は、道路を挟んだ向かい側に借用している駐車場用地について、所有者から返還を求められたため、自動車販売店舗の周辺を含め代替地を確保したく、譲渡人の了解を得て、今般の申請に及んだものです。 申請地の北側は宅地、東側は宅地、道路、西側は道路、南側は畑であります。 審査したところ、申請地の選定に当たっては、周辺の複数の雑種地・3種農地等で検討をしていただきましたが、地主の了解を得ることができなかったため、この場所を選定したものです。 転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 17番	事務局の説明のとおり、申請地の東西は道路、北は宅地、南側は農地で果樹園となっております。現地調査の結果、申請地を駐車場にすることで、南側の農地に与える影響はないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第２号、番号１３を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第２号、番号１３を許可することに決定しました。 次に、議案第２号、番号１４を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第２号、番号１４を朗読後、説明】 申請地は、航空自衛隊静浜機基地から東へ約５００ｍに位置している第３種に該当する農地です。 本件は、申請地について、太陽光発電敷地として利用するために転用したいという申請であります。 譲受人は、太陽光発電事業を行う法人であります。事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、譲渡人においては高齢で耕作困難となっていたことから本計画に同意し、今般の申請に及んだものであります。 申請地の北側は田、東側及び南側は用悪水路、西側は道路であります。 審査したところ、転用面積は適正で、周辺の農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
推進委員 ２９番	事務局の説明のとおりです。 地区委員では、７月４日に現地調査を行いました。以前は申請人の両親が水稻を耕作していましたが、その後息子は農業を続ける意思が無く、今回の申請に至りました。本申請について、近隣住民の理解も得ており、地区審では許可相当と考えます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第２号、番号１４を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第２号、番号１４を許可することに決定しました。 次に、議案第３号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を審議します。 本議案に関係する委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局	【議案第 3 号を説明】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号を原案のとおり、計画を策定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号を承認することに決定しました。 それでは、委員の入室を 認めます。 【入室】 以上をもちまして、令和 6 年 7 月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。